

卷末資料

1 和光市健康づくり基本条例

○和光市健康づくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策（第8条—第10条）

第3章 健康づくりの推進体制（第11条—第14条）

第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会（第15条—第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

健康であることは、疾病や障害の有無に関係なく、市民が生き生きと安心して生活し、自己実現を図るための基盤となるものであり、全ての市民が健康であることは、市民一人一人の生活のみならず市全体としての福祉の向上につながるものである。

市は、市民の健康を増進させるため、誰もが健康に暮らすことができるまちづくりを進めており、その実現のためには、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、市民、事業者及び関係団体等との協働により、地域が一体となって計画的に推進していく必要がある。

そこで、健康づくりに関し基本的な事項を定め、健康づくりに関する施策を包括的に推進する体制を構築し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市が行う健康づくりに関する施策について基本的な事項を定めることにより、市民の健康増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を営む者をいう。

2 この条例において「関係団体等」とは、市内で保健、医療及び福祉に関する活動に従事する者及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 健康づくりは、市民一人一人の心身の状態等に合わせて、生き生きと健やかに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われなければならない。

2 健康づくりは、市民一人一人の健康が生活の質の向上に不可欠であることを認識して推進されなければならない。

3 健康づくりは、市民、事業者、関係団体等及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に協力して地域全体で推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民、事業者及び関係団体等と協働して健康づくりに関する施策を包括的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、主体的に健康づくりに関心を持ち、自らの健康状態に応じた健康の保持及び増進に関する取組を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その使用する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

(関係団体等の責務)

第7条 関係団体等は、その活動に当たっては健康づくりに配慮するとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策

(健康づくりの推進に関する取組)

第8条 市は、健康づくりに関する施策を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) ヘルスアップ 健康増進及び疾病等の予防に関する取組

(2) ヘルスサポート 疾病等の進行及び重症化を防ぐための取組

(調査及び分析)

第9条 市長は、健康づくりに関する地域の課題を明確にするため、別に定める区域ごとに、市民の健康状態等に関する調査及び分析を行うものとする。

(目標の設定)

第10条 市長は、健康づくりに関する施策及び事業の推進に資するため、健康づくりに関する目標を定め、当該目標及びその結果を公表するものとする。

第3章 健康づくりの推進体制

(連携及び協働)

第11条 市は、市民、事業者及び関係団体等と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策及び事業を実施するよう努めるものとする。

(情報提供等)

第12条 市は、市民、事業者及び関係団体等に対して、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民、事業者及び関係団体等に対し、健康づくりの推進のために必要な情報を提供するよう求めることができる。

(推進体制の整備)

第13条 市は、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(ヘルスサポーターの育成)

第14条 市長は、健康づくりに関する施策の推進を図るための市民ボランティアとして、ヘルスサポーターの育成に努めるものとする。

第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会

(設置)

第15条 市長の諮問に応じ、健康づくりに関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、ヘルスソーシャルキャピタル審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、健康づくりに関する事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第16条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、議長が会議を公開することに支障があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 第二次健康わこう21計画・和光市自殺対策計画 策定委員会設置及び運営要綱

○第二次健康わこう21計画・和光市自殺対策計画策定委員会設置及び運営要綱

平成29年6月14日

告示第137号

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき、市民の生涯にわたる健康づくりを支援するため、ヘルスアップ及びヘルスサポートの視点から市が行う取組等を定める第二次健康わこう21計画を策定し、及び自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づき、市内における自殺対策の基本方針等を定める和光市自殺対策計画を策定するため、第二次健康わこう21計画・和光市自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域の実情を勘案し、かつ、リスク予防の観点から第二次健康わこう21計画及び和光市自殺対策計画を検討し、その結果を市長に提言するものとする。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部地域包括ケア課及び健康保険医療課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、第2条の規定による提言があった日限り、その効力を失う。

3 第二次健康わこう21計画・和光市自殺対策計画策定委員会委員名簿

(平成29年9月26日～平成30年3月31日)

(敬称省略)

氏名	選出区分	所属団体等
筒井 孝子 ◎	学識経験者	兵庫県立大学 大学院 経営研究科 教授
福田 敬		国立保健医療科学院 医療・福祉サービス部長
大冢賀 政昭		国立保健医療科学院 医療・福祉サービス部 主任研究官
菅野 隆	保健医療関係	朝霞地区医師会
竹田 直樹		朝霞地区歯科医師会 和光支部 副支部長
内野 裕嗣		朝霞地区薬剤師会
山口 はるみ		埼玉県栄養士会
大澤 勇 ○		朝霞保健所 副所長
蔵下 智子		臨床心理士
川淵 由美		和光市中央地域包括支援センター長
二宮 政明		福祉関係
小室 幸士	労働衛生関係	朝霞公共職業安定所長
村山 喜三江	教育関係	和光市体育協会 副会長
八尾坂 そのみ		和光市立第二中学校 養護教諭
渋谷 さち子		和光市立広沢小学校 養護教諭
金子 晴吉	その他公共機関	和光消防署 副署長
加藤 典子	公募委員	
松下 いづみ		

◎委員長 ○副委員長

4 第二次健康わこう21計画・和光市自殺対策計画策定経過

年月日	実施内容
平成 29 年 9 月 26 日	第 1 回策定委員会 ・各計画策定の経緯及び趣旨 ・医療費の増加から見る当市の現状と課題及び対応の方向性 ・各計画策定の方向性
平成 29 年 11 月 7 日	第 2 回策定委員会 ・各計画策定における現状と課題及び施策方針について
平成 29 年 12 月 18 日	第 3 回策定委員会 ・各計画書（素案）について
平成 30 年 2 月 1 日～ 2 月 20 日	パブリック・コメント募集
平成 30 年 3 月 1 日	第 4 回策定委員会 ・パブリックコメントの結果及び計画書素案の変更点について

第二次健康わこう 2 1 計画・第三次和光市食育推進計画

平成 30 年 3 月

発行／和光市 保健福祉部健康保険医療課

〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1 番 5 号

TEL 048(464)1111 FAX 048(463)8815
